

# 第 1 回 宇 都 宮 市 住 生 活 基 本 計 画 策 定 懇 談 会

## 次 第

日時 平成 2 4 年 8 月 2 日 (木)  
午後 2 時 3 0 分～  
場所 本庁舎 1 4 A 会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 懇談会の設置について

#### (1) 設置要綱について

【資料 1】

#### (2) 座長の選任について

### 5 会議の公開について

【参考資料 1】

### 6 議 事

#### (1) 宇都宮市住生活基本計画の策定について

##### 1) 計画改定について

・ 計画改定の背景・目的

【資料 2 - 1】

・ 平成 2 4 年度策定スケジュール

【資料 2 - 2】

##### 2) 住宅事情等に係る現状の整理について

・ 近年の住生活関連制度の動向及び上位計画、関連計画等の整理

概要版

【資料 3 - 1】

本 編

【参考資料 2】

・ 本市の概況、住宅事情の整理 (中間報告)

概要版

【資料 3 - 2】

本 編

【参考資料 3】

・ 住宅事情に関する中核市比較

【資料 3 - 3】

##### 3) 現行計画の実績評価について

・ 現行計画の実績評価について

【資料 4 - 1】

・ 現行計画の達成評価

【資料 4 - 2】

4) 市民意識、市場動向調査について

- ・ 市民アンケート調査実施
- ・ 住宅関連事業者等ヒアリング調査実施

【資料5-1, -2】

【資料5-3】

(2) (仮)宇都宮市市営住宅等整備基準条例の制定について

【資料6】

(3) その他

7 閉 会

## 宇都宮市住生活基本計画策定懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 宇都宮市の住宅施策の基本方向を示し、住宅政策の基本計画となる宇都宮市住生活基本計画を改定するにあたり、広く市民の意見を聴くため、宇都宮市住生活基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (設置期間)

第2条 懇談会の設置期間は、平成24年7月から平成25年3月までとする。

### (委員の構成)

第3条 懇談会の委員は、12人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関推薦者
- (3) 公募による委員

3 前項第3号の公募の委員の選任その他必要な事項は、別に定める。

### (座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇談会の会議は、必要に応じ市長が招集する。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、建設部住宅課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、その都度座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月23日から適用する。